
信濃国松代真田家文書目録（その9） 解題

文書群記号 26A

文書群名 信濃国松代真田家文書「す（L）」「せ（G）」「そ（K）」「た（F）」の部

年 代 寛文4（1664）年～明治43（1910）年

数 量 4,840点

入手の経路

本目録は、当館所蔵の信濃国松代真田家文書（文書群記号26A）のうち、既刊史料目録の収録対象からはずされ、書庫の側壁棚に別置されていた文書群の現状を把握するため行った仮整理の段階で「す（L）」「せ（G）」「そ（K）」「た（F）」の記号が付された書付型史料群を収録したものである。真田家文書の入手経路については『信濃国松代真田家文書』（その一）～（その六）、とくに（その一）と本目録の解題を参照されたい。

真田家文書の未整理文書の把握のため現状調査した折り、後述するように箱番号としてアルファベットを付したが、これまでの刊行目録の番号付与の方法との整合性をはかり、かつデータ処理の統合性を保つために、本目録では、「L・G・K・F」をそれぞれ「す・せ・そ・た」と置き換えた。場合によっては、「す（L）・せ（G）・そ（K）・た（F）」と併記した形で表示した。

真田家文書について

1 真田家と松代藩の歴史

真田家と松代藩の歴史については、『史料館所蔵史料目録 第二十八集（信濃国松代真田家文書〈その一〉）』から『目録（その8）』の解題、とくに（その一）（その二）の解題を参照されたい。さらに、解題末に掲載した、『長野市誌』『長野県史』などの地方史誌類も参照願いたい。

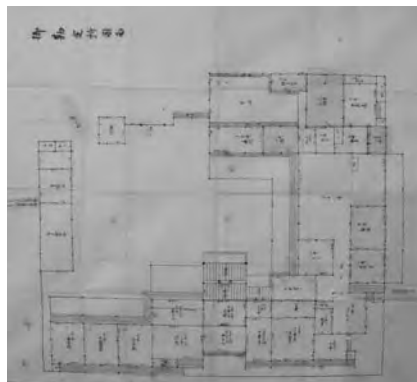
2 真田家文書の管理と伝来

真田家文書の文書管理や伝来については、これまで種々論じられてきた。『真田家文書目録』（その一）（その二）の解題で、その段階までに明らかとなっていた事実を整理している。これまで刊行された目録（その8）までは、この解題に依拠してきた。しかしその後、真田家文書の管理と伝来についての調査・研究が進み、また30年前に刊行された『真田家文書目録』（その一・二）を参照することができない場合も生じているようなので、この段階で、その後の調査・研究成果をも取り入れ、真田家文書の管理と伝来についてまとめておくことにしたい。

①真田家文書の管理・保存

日記や文書類はそれぞれの部局で作成され、管理保管されてきたものであろうが、それぞれ一定の年限が経過すると長期保存・永年保存の文書記録を専管する部署に引き渡される。それを引き継いだ文書記録専管部署は、「御日記御土蔵」（場所は三の丸で、花之丸御殿へつながる中御門近くに建設されていた二階建ての土蔵）などに保存し、管理していたようである。その管理台帳の全体は不明であるが、その一つが国文学研究資料館アーカイブズ研究系編『藩の文書管理』（名著出版、2008年）に収録した「日記并諸帳面入注文」である。

「御勘定所図面」（年代不明。真田家文書し10〈『信濃国松代真田家文書目録（その8）』63頁）によれば、勘定所の敷地内の少し離れた場所に飯米蔵と棟続きで「御日記土蔵」（御勘定所御帳蔵）がある。執務場所や台所から離れた場所で、土蔵造りであるから防火に配慮した設置であるといえよう。さらに離れたところに「御用紙御蔵」などが配置されているところから、日記土蔵（帳蔵）は、執務場所から少し離れているが、日常的参照のためにも出納が難しい場所に設けられたものと考えられる。この「御勘定所図面」とほぼ同じ平面図が、『松代城絵図集成』（66頁、真田宝物館、2006年）に掲載されており、「松代御蔵屋舗絵図」という名称が付されている。おそらく「御勘定所」には、年貢米などを保管する蔵が多く設けられていたため一般に「御蔵屋敷」と称されていたのであろう。



勘定所図面（L10 館蔵）

この勘定所（御蔵屋敷）は、松代城東側の堀のさらに北東の場所にある「蔵屋敷」がそれであろう（『松代城絵図集成』所収「信州松代之城図」〈年代不明〉。真田宝物館の原田和彦氏教示）。勘定所の北は筑摩川（千曲川）の河川敷につながり、東と南は侍屋敷である。

「御勘定所図面」によれば、この勘定所（御蔵屋敷）には、郡方の執務部屋の他に、勘定元、代官、物書、粉掛、御金掛、御内借掛、拝借掛、御蔵番、手代、仲間らが勤める部屋が配置されている。いっぽう「松代御蔵屋舗絵図」には、御郡方役所、拝借方役所（御金掛、御内借掛、拝借掛という名称は付されていないが部屋の位置と大きさは「御勘定所図面」と同じである）、勘定所、御勘定所御帳蔵とあり、「御勘定所図面」とほぼ同じ配置である。

そういう点で、勘定所（御蔵屋敷）は、在方・財方の中核部署の役所といえよう。ここで業務にとも

なって作成し、受け取り、管理し参照してきた文書記録が、時の経過とともに日常的参照の機会が少なくなると、同じく年数の経過した執務日記類とともに「御日記土蔵」（御勘定所御帳蔵）という帳蔵（文書庫）で管理・保管していたのではないだろうか。後述するが、本目録に収録した文書の大半は、最終的にこの勘定所ないし勘定所所管の帳蔵（文書庫）において管理され、保管・保存されていたものと思われる。

②真田家文書の伝来

信濃国松代藩の文書群は、現在、真田宝物館（長野市松代町）と国文学研究資料館に分割されて所蔵されている（伝来の概要については、原田和彦「松代藩における文書の管理と伝来」〈国文学研究資料館アーカイブズ研究系編『藩政アーカイブズの研究』岩田書院、2008年）によっている。）。

真田宝物館所蔵史料は、総数1万3千点余りで、保存蔵の中でさらに大小の箱や筆筒・長持などに収納されていたという特徴がある。国文学研究資料館（譲渡当時は、文部省史料館）所蔵史料は、昭和26（1951）年に真田家から譲渡を受けたもので、現在も継続して史料目録を作成し刊行中の膨大な文書記録群である（そのほか寄託文書2千点余）。譲渡した分と残した分を内容的に区分けした明確な基準はみられないが、譲渡段階でそれぞれ異なる場所で管理・保存されていたとみられている。なお譲渡分は3万点余という点数がしばらく示されていたが、それは1980年代での既整理分を含めた予想の点数であり、整理が完了するとおそらく6万点近い点数になると思われる。

原田和彦氏の研究によると（原田和彦『真田家文書』について』（『信濃』第50巻第4号、1998年）、松代藩文書は、A大名真田家としての戦国時代からの伝来の文書群（「吉文書」）とB松代藩の各部局が作成し、管理・保存してきた文書群に分けられ、前者Aの多くが真田宝物館に所蔵されている（現在、それらの一部は長野県宝に指定されている）。

真田家は明治政府から歴史編纂のための史料提供の要請を受け、日記類を中心とした調査と整理を行った。さらに大正7（1918）年から14年にかけても、史資料の整理を行ったが、その際Aに関しては天保4（1833）年に作成された「吉光御長持入記」（「吉文書」）という目録が用いられ、Bについては「旧藩御日記其外書類入記」が新しく作成され、その後の文書群の管理・保存に用いられてきたという。

大正期の整理記録に、松代の真田家別邸の二番倉一階全部に「民政上累年の書留帳簿類」が保存されていたとあり、また土蔵の中でさらに筆筒類に保存されていた「多数の書類や伝来の図書」があったことが述べられている。原田氏は、前者が文部省史料館（現在、国文学研究資料館）に譲渡されたBで、後者が真田宝物館（1966年、真田家から当時の松代町〈同年に長野市へ編入〉に寄贈）に伝えられたAであろうと推定している。Aの文書管理史については、解題末の関連文献にあげた原田和彦氏の一連の論考を参照していただきたい。

真田宝物館のものと国文学研究資料館のものをあわせると7万点を超える膨大な史料群であるが、Bの松代藩政文書全体の特徴は大きくわけて二つある。一つは幕府老中関係の文書群で、もう一つは約2,000冊の日記である。その多くは各役・各部署が公的に記録した公的御用日記である。種類は「家老

日記（江戸・国許）」をはじめ約50種ほどである。中には欠本のために連続性を欠くものや、1冊しか残っていないものもあるが、家老のほか御側向諸役、勘定方・郡方に御目付を加えた主要奉行所などの役職日記が伝えられていることに特色がある（原島陽一「宝物館所蔵真田家文書の特色と意義」〈『松代—真田の歴史と文化—』第4号、1991年〉）。この日記類については『史料館所蔵史料目録 第二十八集（信濃国松代真田家文書〈その一〉）』（国立史料館、1978年）の「解題」を参照されたい。中でも「家老日記」は貞享3（1684）年から明治4（1871）年まで、289冊現存している。これらの日記の大半は国文学研究資料館にあるが、真田宝物館にも200冊あまりの日記が確認されている。

明治4年7月に廃藩置県が行われ、松代藩も松代県となった。しかし、その後、明治4年11月、それまでの信濃国内諸県の統廃合があり、松代はじめ飯山・須坂・上田・小諸・岩村田、椎谷（一部）の7県は廃止となり、長野県に統合された。松代には長野県松代庁が置かれたが、明治5年2月に松代庁のすべてを長野県庁に移管し、閉庁となった。松代県村々はこのような統治体制の改編にともなって長野県に引き継がれることとなった（『長野市誌 第五巻・歴史編近代一』長野市、1997年）。廃藩置県の折に、全ての藩で事務引継と文書記録の引き渡しが行われたであろう。松代県から長野県への引継書類の記録は、前出の『藩の文書管理』に収録されている。

廃藩置県によって、藩侯の文書記録と、松代藩庁管理の文書記録のうち松代県・長野県に引き継がれない文書記録は、元知県事真田家のもとにおかれ、時を移さず新御殿（通称、真田家別邸）内の蔵に収蔵されたものと推測される。

明治期になると諸般の事情で、家臣諸家から文書記録が流出する事態が生ずるが、真田家では積極的にそれらを収集している（原田和彦「真田家文書の基礎的考察—流入文書について—」〈『松代—真田の歴史と文化—』第10号、1997年〉）。このように流入文書があり、さらに東京の真田邸からの道具類を合わせて明治13（1880）年に整理が加えられているが、それでも明治期には幕末期の文書管理保存の形態をほぼそのまま受け継がれていたようである。その伝来形態に手が加えられたのは、前述した大正7（1918）年からはじまる伝来の絵画・諸道具および古文書類を合わせた総合整理によるものであった。大正7年から14年にかけて、真田家別邸に伝えられていた大名道具類や古書・古文書類が全面的に整理されたのである。

このように伝来形態の改変があったことはたしかであるが、しかし箱単位や塊の形は大きくくずされてはいない。文書記録の「アップ」な形が多く伝えられていたことが松代藩文書群の一つの特徴である。

それはいうまでもないが、真田家をはじめとする多くの関係者の配慮と努力があったためであり、様々な諸条件がうまく整っていたからである。廃藩置県から戦前期までは、真田家政組織による美術工芸品や道具類、あるいは古書・古文書類の管理・保存のために大きな努力と配慮の積み上げがあったため、多くの資料が今日まで伝えられてきたのである（以上、前掲『藩の文書管理』の解題にもとづいている）。

③戦後に分割された真田家文書

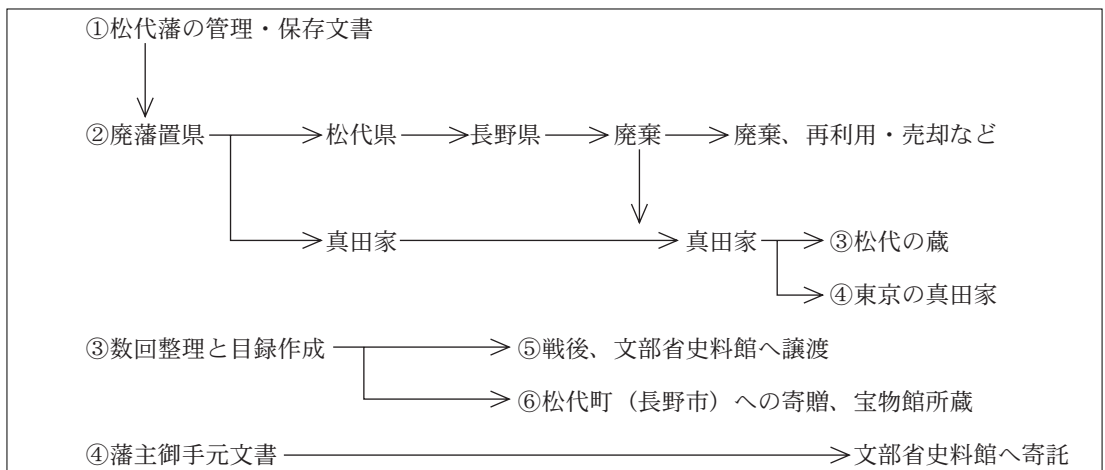
真田家文書は、現在、国文学研究資料館と真田宝物館に二分されているが、この分割についてさまざまに論じられてきたが、史料館で整理を担当したお一人原島陽一氏は、この分割については両者に重なる部分があるために、厳密に分割基準らしきものはなかったとしている（原島陽一「宝物館所蔵真田家文書の特色と意義」〈『松代』第4号、1991年〉）。

一方、北村保氏は、真田宝物館文書はそれぞれある種のまとまりをもって収納されており、一番から三一番に分類された大小不揃の容器に収納され、真田家の分類にもとづいて真田邸内の土蔵に収納された状態のまま整理されたものであるという。そして、他の文書記録類とは区別され、真田家では「異なる扱いを受け、異なる土蔵に収納されていた」と指摘している（北村保「真田宝物館所蔵真田家文書について」〈『信濃』44-2、1992年〉）。この北村氏の指摘は、真田宝物館所蔵の真田家文書の管理・保存のあり方を端的に示すものである。つまり、戦国期以来の家伝の文書は、真田家として重要な文書であるため、特別の保存措置がはかられていたのである。

北村氏の指摘を受けた原田和彦氏は、大正7（1918）年の再整理時記録の検討によって、真田家文書には二つのまとまりがあって、一つは筆筒などの中に収納されていた多数の書類と、一つは二番倉の階下全部には図書と民政上累年の書留帳簿類があったことを指摘した。さらに、この状態は文部省史料館に譲渡された時にもそのままであったであろうとした上で、真田宝物館所蔵の真田家文書はその多くが筆筒などに収納されているところから前者の「筆筒の中に所在する多数の書類や伝来の図書」にあたり、一方、国文学研究資料館の真田家文書については「民政上累年の書留帳簿類」であったとした（前掲、原田和彦「松代藩における文書の管理と伝来」など）。

このように、真田宝物館と国文学研究資料館の所蔵文書には、多少重なるところはあるが、真田宝物館の文書は真田家の「家伝の文書」、国文学研究資料館の文書は「藩政の文書」で、後述するようにその多くは主として勘定所で管理・保存されていた文書群であると考えられる。

真田家文書伝来経路図



④国文学研究資料館真田家文書の整理の歴史

以上のような経緯で、戦後、真田家文書の一部が文部省史料館の所蔵史料となった。真田家文書を松代から東京へ輸送するのに鉄道貨車1輛を要したといわれるほどの大量なものであったため、冊子目録編成するための整理では、まず簿冊型史料と一紙型の書付・絵図とに形態分けをしている。この方法は、史料館の整理方針とも相異し、利用にも不便であることは認識しつつも、多量の史料を少しでも早く目録化して一般の利用に供するための例外的な措置として採用したものだとして断っている（『信濃国松代真田家文書目録（その一）』解題、1978年3月）。そして『信濃国松代真田家文書目録（その一）』には簿冊型史料約1万1千点を収録し、『信濃国松代真田家文書目録（その二）』以降には、主として一紙型の書付・絵図の目録が収録され、現在、『信濃国松代真田家文書目録（その8）』まで刊行している。しかし、いまなお未整理史料があり、そのため平成20年度は『信濃国松代真田家文書目録（その9）』と（その10）で約1万点の史料を収録し、平成21年度は残り全部の未整理史料と補遺分をあわせて約1万点を『信濃国松代真田家文書目録（その11）』と（その12）として刊行し、真田家文書目録の編成と刊行を終了させる予定となっている。

なお、旧真田家別邸に残され、その後、長野市に寄贈となり、現在、真田宝物館で管理・保存されている真田家文書については、前掲の原田和彦「松代藩における文書の管理と伝来」を参照されたい。

史料館では、印刷目録を6冊刊行した段階で、なお膨大な未整理史料があったため、平成12年度に、残存史料状況を把握し、目録編成の方向性を探るため、概要調査を実施した（史料館リサーチアシスタント倉持隆『史料館所蔵真田家文書未整理史料調査報告書』2001年。この報告書は刊行したものではない）。この段階で、未整理史料は、2階史料庫前室（棚3・箱2）、2階史料庫奥室側壁に棚（箱11・籠）に置かれており、全部で34箱（文書箱25・衣装箱7・ダンボール箱2）に残存史料が収納されていた。このとき、棚や衣装箱など保存単位ごとに番号・記号が付されて、史料収納現状のスケッチや概要調査が行われている。この概要調査のとき便宜的に付されたのがA～Fの記号である。本目録に収録した「す（L）」「せ（G）」「そ（K）」「た（F）」はこのとき付された収納単位ごとの中間記号である（前掲『史料館所蔵真田家文書未整理史料調査報告書』）。

未整理史料といっても、一部仮整理済みで内容的にまとまっているものがあり、一紙書付型史料のみでなく、簿冊型史料も未整理史料の中に混在している。

史料搬入からしばらく、前述したような事情で、史料館では史料そのものの形態分類や内容分類による整理が行われてきた。それでも書付が一括して残存している場合にはその伝来形状を尊重して一括のまま配列し、また事案毎に「一件史料」として封筒・袋等に一括伝存しているものはその伝存形状を尊重して史料を配列したと明示しているように、紙縫で綴ったり、包紙で包んだりしていた個々の小文書群の固まりの原状はくずしていない。しかし、同じような内容・形態の文書をまとめて新しく綴ったり、紙紐などで束ねたり、新しく封筒にまとめたりしていることは多く見られ、これは史料原形の破壊である。当時の史料調査整理論の未発達や諸般の事情があつて一概に批判できないところであるが、たいへ

ん残念なことである。それはともかく、史料館で新たに加えられた作爲も、これも一つの「作られた現形」としてその纏まりを、物理的に崩さず、整理を行い、番号を付与していった。

そして、本目録編成にあたっては、「管理・保存の原形」の場合も「作られた現形」の場合も区別せず、その小文書群単位をばらすことなく一括して配列した。したがって、「作られた現形」の小文書群には、内在的に関連をもたない文書が混在しているものも少なくない。

この「作られた現形」に関連して、史料館に搬入された真田家文書の整理に当初から係わってこられた方は次のように話している（前掲『史料館所蔵真田家文書未整理史料調査報告書』）。つまり、①黒い衣装箱に入れられているもあるが、これは史料館で改めて入れ直したものである。また、箱ごとの意味はなく、雑多なものが入っているということであった。さらに②受け入れ当初の整理は文書をすべてばらして一点ごとに旧封筒に入れ、文書の内容を記載していた。その際に内容に合わせて「部門」を記入したが、現在ではそれが適当なものかどうかは問題がある。そして③封筒に入れることが間に合わなくなり、文書の端裏に鉛筆で内容や分類を記すようになる。④最初の内は文書を一点一点ばらしていたが、その後一括されていた文書の端をこよりで綴じるようになったということである。

なお、衣装箱は三井文庫時代からのもので、松代からの搬入後、それほど時間が経過していない時期に、一紙書付型文書をそれなりに形や内容を勘案してこの衣装箱に収納したのではないかといわれている。

⑤真田文書群の特色

前述したように、文部省史料館に移された文書記録は、松代の真田家別邸の二番倉一階に保存され、その所在が確認されていた「民政上累年の書留帳簿類」であることが明らかとなった。民政上とは主として郡奉行所（勘定所・蔵屋敷）のことであると考えられる。既刊目録収録史料の大半も郡奉行所（勘定所・蔵屋敷）に伝存された史料であると推定されている。

目録（その7）の解題でも、かなりの部分は郡奉行所（勘定所・蔵屋敷）に伝存した文書ではないかと推定しているが、①真田家文書の管理・保存の項で勘定所の絵図にもとづいて検討したように、当館所蔵の真田家文書（藩庁の文書）、そして本目録に収録した文書の大半は、郡奉行所（勘定所・蔵屋敷）及びその管理する帳蔵に保管・保存されていた勘定所関係の文書記録とあってよいであろう。廃藩置県後、帳蔵文書の大方は、散逸することなくそのまま真田家別邸の二番倉一階に移され、保存されてきたのであろう。

このような出所をもつ当館所蔵の真田家文書の特色について、これまで刊行した8冊の目録解題から整理すれば次のようになろう。

- ・各役局で日常の執務の必要から作成された、いわゆる生の文書が圧倒的に多い。代官の年貢徴収のために作製された「上納差出」から、奥向きの支払い帳簿まで、後年編さんされた文書がほとんどない。
- ・藩の要路に片寄らず、藩の職制や業務の上では末端に近いと思われる諸役人の仕事に関する事柄を示す文書が少なくない。

- ・真田家文書の全体構成としては化政期以後の文書が圧倒的である。これは、嘉永6年の火災で、藩政文書も大きな損害を受けた結果と思われる。
- ・勘定帳簿には、作成者のほかに、その勘定について確認し、立ち合い、見届け吟味するものなどが次々に署名捺印している。
- ・一般的に廃棄されてしまっても何ら不思議でないような零細な書類が、しかも多量に残存しているところに特色がある。
- ・文書の作成または受理を担当した部署で取扱った文書を一括して袋入などにして保存を計ったものが見うけられる。
- ・多いものは百通以上に達する組文書が見られる。
- ・村方騒動文書や争論文書など、およそ事件に関係する一連文書が包括的にまとめられ、一括保存されているところに大きな特質がある。
- ・評議書類などで、恒例化した事案でも毎回、伺を立てて決済を求めるという官僚的文書管理制度は確立していたと見受けられる。
- ・綴込伺書は農民上申文書その中に含み込むが、本質的には藩の部局内授受文書というべきものである。これら諸文書の伝存の理由は、これらが後代の事務参考に供すべき先例文書としての意味をもつこと、またそこに封入された農民提出の請書・済口証文・各種の誓約文書が永続的な証拠効力を有するといった事情によるものであろう。

3 収録文書群の構造と目録編成方式

本目録に収録した「す(L)せ(G)そ(K)た(F)」の文書群は、文部省史料館に搬入された後で黒い衣装箱に入れられていたものである。一部藩政期にまとめられたものもあるが、大方は内容を勘案して真田家文書群のあちらこちらから集めて収納したものである。また、当時の整理担当者は箱ごとの意味はなく、雑多なものが入っているものもある、と述べている(前掲『史料館所蔵真田家文書未整理史料調査報告書』)。このように本目録に収録した「す(L)せ(G)そ(K)た(F)」の各文書群は、そのかたまりにあまり意味がないものである。したがって、内容上必ずしも明確なまとまりがあるわけではなく、また藩庁での作成部局あるいは保管部局を直接特定できる文書も多くない。

アーカイブズ学の原則に従えば、目録編成は本来、各文書の最終保管部局を確定した上で、組織構造に対応した文書群体系を示す編成にする必要がある。しかし、「す(L)せ(G)そ(K)た(F)」の部の文書群の場合、保管部局を確認できる文書はほとんどない。

とはいえ、もともと関連文書を袋に収納して保存していたり、綴込んでいたり、紙縫で束ねていたり、いわゆる「管理・保存の原形」もある程度残っている。そこで、作成や宛先の人名をたよりに『真田家中明細書』(史料館叢書8 東京大学出版会、1986年)で担当役職を特定することはある程度可能であった。もっとも松代藩の場合、諸役を兼任する場合が少なくないこともあり、各文書を最終的に保

管したと推定される部局を一つに絞ることはなかなか困難であったが、複数の宛先人名および作成者がわかる場合は相当高い確度で推定でき、少なくとも職務の傾向はつかむことができた。

それによって、本目録に収録した文書で差出人（作成部局）・宛名（受理部局）が分かるか推定できるかなりの部分は、あるいは類推される文書伝達経路や取り扱われている事案の内容から考えて、在方・財方業務に直接関わった郡奉行所、なかでも郡奉行の管轄のもとにある勘定所で管理・保存されてきた文書記録である可能性が高い。

つづいて具体的編成についてである。衣装箱単位の大枠は崩さないで、その大枠のなかでの区分けと編成を行った。前述したように各「す（L）せ（G）そ（K）た（F）」と記号を付された衣装箱単位と、その次のレベルのまとまりは、ある段階で整理担当者によって人為的に集められたものであるのであまり意味を持っていない。そのため次の第2層、つまり小文書群の塊、包み、結びなど、いわゆる「保存の現状」（原形の痕跡）が残っている「まとまりと括り」を編成の基本単位とした。そして、「まとまりと括り」（小文書群）単位の文書記録の受取部局を第一義編成基準とし、ついで作成部局や文書機能・文書の動きを勘案して区分けし、編成した。どうしてもまとまりや関連を見出せない若干の文書は、各箱単位の後に「その他」としてまとめた。

具体的には、まず第一に受取部署に着目し、ついで作成部署と文書記録の機能・移動などを勘案し、さらに次の階層段階でも、2001年の概要調査時の写真や中間番号順や整理時の現状（目録採録の順序）を重視したが、部分的に従来の目録の内容区分けを加味した部分併用方式を採用した。

一応この様な方式で区分け編成しているが、不明確なものも少なくない。したがって、一群全体を見ていただきたい。かかる編成方式による目録は、たしかに主題別などの分類目録に比べて検索に少し時間がかかるであろうが、しかし検索からもれる文書は少なくなるはずである。

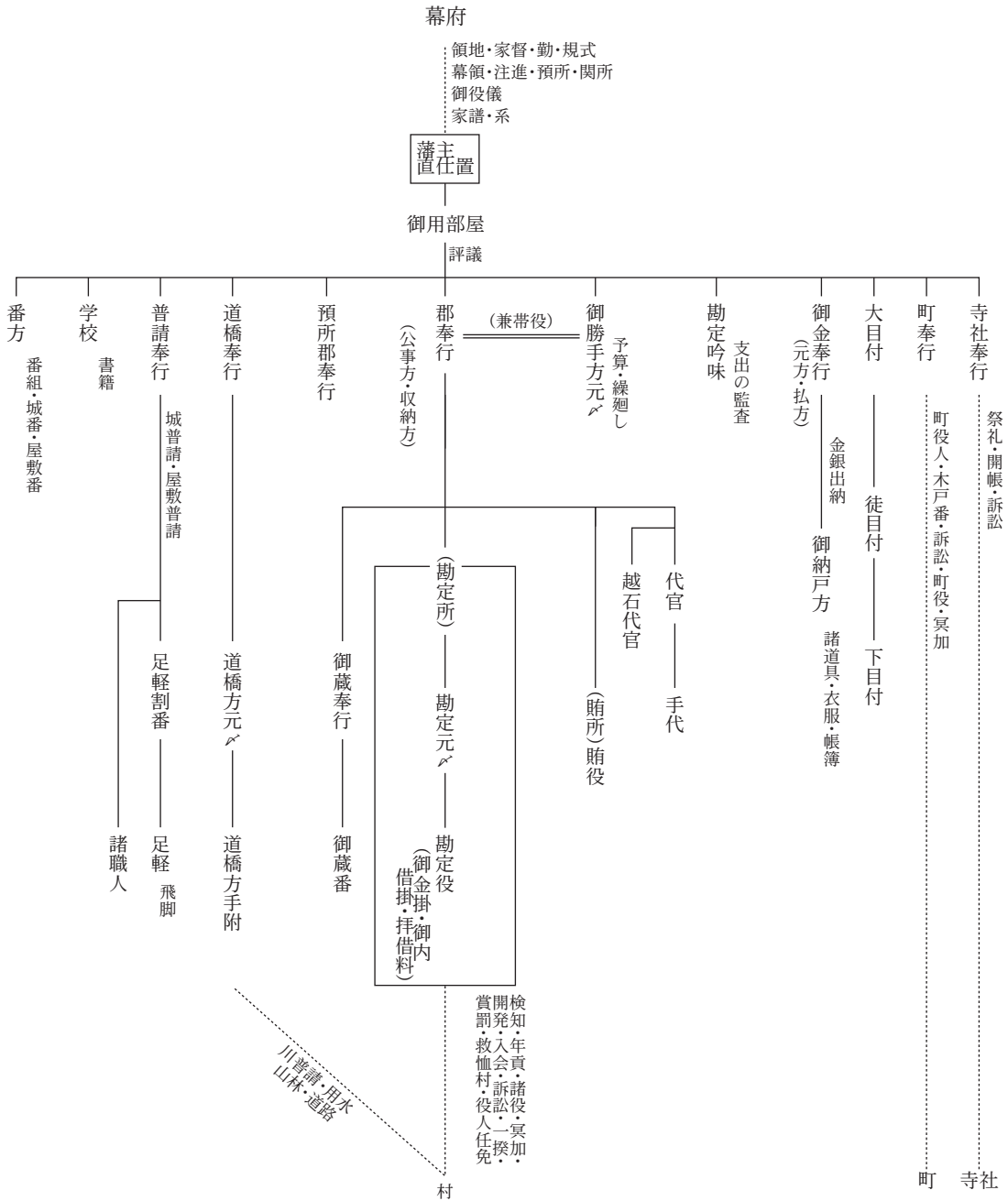
4 松代藩の職制について

文書の作成と管理システムを検討するためには、職制・部局とその機能が明確になっている必要があるが、残念ながら松代藩に関する職制研究は進んでいない。わずかに『史料館所蔵史料目録第二十八集（信濃国松代真田家文書その一）』（国立史料館、1978年）の解題や『史料館研究紀要』第10号（1978年）に収録された、原島陽一「真田家文書と松代藩家臣団の職制機構」及び井上勝生「藩財政史料の構造と分類方法について」によってその一端を知ることができるだけである。

2001年に『長野市誌 第三巻・歴史編・近世一』（長野市）が刊行され、その一項目に「歴代藩主と藩組織」が設けられ、叙述されているが、必ずしも立体的に把握できるようになっていない。今後の検討課題であろう。

本目録では、笠谷和比古氏が1988年に公表した「大名家文書の史料的特質と目録編成」（史料館編『史料の整理と管理』岩波書店所収。のち笠谷和比古『近世武家文書の研究』法政大学出版局、1998年に再録）に掲載した「『大名家文書』成立の模式図」をもとに、真田家文書の整理の過程でえた知見を

松代藩職制図



出典: 笠谷和比古『近世武家文書の研究』、250頁所収の「図2『大名家文書』成立の模式図」に種村威史が加筆・修正し作図。

くわえて「松代藩職制図」（種村威史作成）を作成してみた。文書利用の参考にしていきたい。

5 個別文書群内の配列と概要

以下、各まとまり単位に区分け配列し、各区分け名称を付し、さらに当該文書群の概要を記述した。また、区分け名称の後に、「勘定所」や「計政局」など部局名を記しているが、それは当該文書群を最終的に管理・保存していたと考えられる部局である。部局名を付していないものがあるが、それは部局を特定できなかったためである。

す（L）文書群

年 代 文化12（1815）年～明治3（1870）年

数 量 593点



す（L）箱の現状写真

す（L）文書群の主な作成者・部局と宛所を上げれば次の通りである。

南部坂表御屋敷買物方・表御役所・御台所元ヅ・公事方掛・群奉行所・御勝手元ヅ・代官・代官所・大御目付・職御奉行所

いずれにしても郡奉行管轄の勘定所・計政局（明治2年の藩制改革によって設置）で管理・保存されていた文書記録であると思われる。

1 藩主（藩侯）／吉凶／葬送

勘定所

天真院（第8代藩主・真田幸広）葬送入用関係の諸勘定文書や買物代金受取証などで、作成は文化12年である。総点数は54点。なお、本目録では「藩主（藩侯）」と「真田家」は区別しており、藩政期の藩主関係は「藩主（藩侯）」に区分けし、「真田家」は明治4年の廃藩置県以降の元藩主家である真田家に関係するものを示している。

この「す93」の文書群は、個別に作成された関係文書を集め、その個別文書の折りを伸して展開した上でまとめ、端を三つ目かぶせ袋綴じ（反故紙を使用）で封緘している（口絵写真1参照）。この形

が藩政期における財方関係の一件諸文書の永年保存形態の一つではないだろうか。その上で包紙を作成し、上書きをしたものであろう。これは、永年保存と参照など利用のために講じられた文書管理方式といえよう。この文書管理方式は、留帳など記録への筆写と原本廃棄方式から、18世紀後半以降の文書量の増大にともなう原本綴り込み方式の部分的採用の流れにそうものである。文書記録作成者として出てくる「近藤」は近習系統の役人である。

なお、江戸の南部坂には松代藩の中屋敷が置かれていた。

2 藩主（藩侯）／吉凶／代参拝 勘定所

京都にある真田家「二十四日様」位牌所への代参に関わる諸勘定文書である。作成は天保3年～天保5年である。総点数は23点。内用代参に関わった松本嘉十郎は「公事方掛・一代御目見席」である。

この「す94」は、個別作成された文書・横帳を集約し、展開した上で、端を紙縫で綴じ、一番上の横帳の余白部分に、朱書きで綴じ込んだ文書記録の目録を記述している。その上で包紙を作成し、上書きをしたものであろう（口絵写真2参照）。これは、上記「す93」と同様、一件文書の永年保存、そして参照など利用のために講じられた文書管理方式といえよう。

3 藩政／在方／争論・訴訟 勘定所

天保9年の妻科村宿預け一件文書3点と文化12～文政2年の仙仁山入会争論一件文書16点である（口絵写真3参照）。後者は、入会開発をめぐる争論関係文書で、その多くは争論に関わる村より代官所・職奉行所・郡奉行所・大目付役所への嘆願書類である。『信濃国松代真田家文書目録（その四）』の31頁～34頁に同じ仙仁山入会争論文書が収録されている。

諸藩は、他領と領村の訴訟に直接・間接の関わりをもっている。藩領のひいては藩の利害得失にかかわるからである。松代藩の争論関与の事例に関しては、山本英二「近世後期の地主経営と温泉」（国文学研究資料館アーカイブズ研究系編『近世・近代の地主経営と社会文化環境』名著出版、2008年）を参照されたい。また渡辺尚志「大名家文書の中の『村方文書』（高木俊輔・渡辺浩一 編著『日本近世史料学研究—史料空間論への旅立ち—』北海道大学図書刊行会、2000年、のち渡辺尚志編『藩地域の構造と変容—信濃国松代藩地域の研究—』〈岩田書院、2005年〉に再録）は、仙仁村入会出入関係文書（史料は真田家文書目録〈その四〉所収のものである）を用いた論考である。

4 藩政／廃藩置県／県治引継ぎ／年貢 勘定所

藩領村々の年貢割付状で、慶応3年～明治3年のものである。113か村分、総点数435点である。すべて代官から各村に割り付けられたもので、慶応3年・明治元年・2年・3年の4通が1セットである。

おそらく松代県の廃止と長野県への引継ぎともなって、下付していた直近の年貢割付状を提出させたのであろう。年貢割付状は折りを伸ばして展開し、村ごとに端を紙縫でくくっている。これは史料館での整理の時に加えられた措置で、原形はまったく不明である。そのため、他村のものが混じって5通綴っていたり、逆に少なかったり、あるいは年代順でないくりもある。利用にあたっては注意していただきたい。

史料館での整理のとき施した綴りの右上に、ワラ半紙小片を貼り付けており、それには鉛筆書きで「外鹿谷村 慶3-明3 山中 四通」などと記述されている（口絵写真4参照）。なお「里方」など、領内の行政区分については渡辺尚志編『藩地域の構造と変容』（岩田書院、2005年、10頁）及び『長野市誌 第三巻・歴史編・近世一』（長野市、2001年、111頁）を参照していただきたい。

代官の数と担当管轄地域は、安政6年段階で4人である（『更級埴科地方史誌』第三巻）。

5 藩政／番方／戊辰出兵錦袖印

松代藩は、東征軍の命により越後や甲府へ出兵している。その時に兵士へ下付されたのがこの錦袖印で、明治初年になり藩が回収したのであろう。全部で65点である（口絵写真5参照）。

『長野市誌』第5巻、13頁にも錦袖印の写真が掲載されているが、この錦袖印と異なっている。

せ（G）群文書

年代 宝暦7（1757）年～明治15（1882）年

数量 1,355点



せ（G）箱の現状写真

せ（G）文書群の主な作成者・部局と宛所を上げれば次の通りである。

御宮御用達、元松代庁御役所、元松代御庁、御目付方御役所、大病院御役所、御用大病院、御勘定吟味助、御勘定吟味御役所、御勘定所拝借御懸り御役所、計政出納御掛り御役所、計政御役所、御奉行所、御勝手御元、出納御掛、表御納戸御役所、会計掛中、御奉行所、御金御奉行所、元方御金奉行中、御払方、御金掛御役所、御金掛、郡御奉行所、郡方、郡政御役所・市政御役所、銀銅山御掛り御役所、御武具方、御武具方御徳居、武庫庶務、御武庫方御役所、松代元御預所御役所、元御門番、御宮御用達、表御納戸御役所、御台所御役所、御買物御徳居

せ（G）文書群は、全体として財政部署の文書記録で、作成部局ごとのまとまりが見られる点に特徴

がある。とくに、勘定元々、勘定、勘定吟味、払方御金奉行、元方御金奉行、計政局司金らが作成した文書が多い。受取部署としては、勘定元々、勘定、勘定吟味、元方御金奉行、計政局（特に計政局司金）が大半を占めている。

いずれにしても郡奉行管轄の勘定所や計政局（明治2年の藩制改革によって設置）で管理・保存されていた文書記録と思われる。

1 藩主（藩侯）／家臣・用達ほか／儀礼・年始返礼 勘定所・計政局

家臣から藩主への年始慶賀に対する返礼青銅銭の受取証文で、年代幅は慶応4年～明治3年で、総点数は386点である。担当・関係部局は御金奉行・計政局司金である。

2 藩政／財方／藩庁内諸金銭出納・勘定 勘定所・計政局

藩庁内諸金銭出納・勘定関係文書で、大半が年欠である。年代がわかる文書の年代幅は、文化8年～明治5年で、総点数は321点である。

担当・関係部局は、代官・御勝手方元々・元方御金奉行（御勝手方元々・収納掛など兼務）・勘定役・計政局司金・計政局算師である。

3 藩政／財方／藩庁内諸金銭勘定 勘定所・計政局

藩庁内金銭勘定関係文書で、年代幅は宝暦7年～明治4年で、総点数は216点である。

担当・関係部局は、御勝手方元々・勘定役・諸掛（拝借掛、銀銅山会所掛、初方掛、御側納戸、社倉方、融通方、御勘定吟味役、武具方、御台所目付、御買物役、表納戸、元方御金奉行）・計政出納掛役所である。

4 藩政・真田家／財方・家計／藩庁内・真田家内諸金銭勘定 勘定所・計政局

藩庁内・真田家金銭勘定関係文書で、年代幅は嘉永5年～明治15年で、総点数は164点である。藩領内外の豪農商との御用金や資金運用関係の文書が少なくない。明治2年の藩制改革後、勘定所の文書記録が、そのまま計政局に移管されたものであろう。

担当・関係部局は、郡奉行・御勝手方元々・勘定役・計政役所などである。

5 藩政／預所・財方／預所運用金中借 勘定所・計政局

松代藩預所運営・運用経費などの諸入用内借金受取証文ほか関係文書で、年代幅は慶応4年～明治4年で、総点数は8点である。

担当・関係部局は、松代預り役所（御預所郡奉行一元々役御用役・御勘定役）・松代藩預所民政判事（明治2年の藩制改革での職制）・勘定役・会計方である。

6 藩政／預所・財方／預所村々貸出元金勘定 計政局

松代藩預所の諸入用内借金受取証文で、年代は明治3年で、総点数3点である。

担当・関係部局は松代藩預所民政判事・計政局である。

7 藩政／預所・在方／預所村々拝借金 勘定所

松代藩預所関係の諸入用内借金受取証文で、年代幅は安政4年～明治2年で、総点数は9点である。

預所の村々が松代預役所の「別段御繰回し御用金」の内から要資金借用や、預所運営金の拝借などに関係する証文である。

担当部局は、松代預役所（御預所郡奉行一元ノ役一御用役・御勘定役）・勘定役である。

8 藩政／郡方／道中人馬賃銭 勘定所

主として人馬掛が運用する道中人馬賃銭の関係文書で、年代は慶応2年で、総点数は10点である。

担当・関係部局は目付役所・人馬掛・勘定役である。

9 藩政／番方／武具調達 勘定所・計政局

武具調達関係文書で、年代幅は幕末～明治4年で、総点数は33点である。

担当部局は、武具役所・武庫主事・武庫勘定諸務・武庫局諸務御役所・御勝手方元ノ・勘定役である。

10 藩政／厚生治療 勘定所

薬種代の請求書で、年欠で、総点数4点である。担当部署は大病院役所であるが、この病院がどういう性格のものかは不明である。

11 藩政／家臣・財方／拝借金 勘定所

家臣が藩から拝借金したときの証文で、すべて年月があり、年代幅は嘉永6年～文久3で、総点数は37点である。

担当・関係部局は、元方御金奉行・勘定吟味役・払方御金奉行である。

12 藩政／家臣／勤役／御用勤向き借入金 勘定所

家臣の御用向きでの内預金受取等の証文や家臣の内借関係の願書・用状などである。年欠文書が多いが、年代ある文書の年代幅は嘉永元年～明治2年で、総点数は101点である。

担当部局は、払方御金奉行である。

13 藩政／町方／御救い拝借金 勘定所

松代町の町民からの内借金返済猶予措置願書で、年代は文久3年、総点数14点である。

担当・関係部局は、払方御金奉行・郡奉行所・勘定役である。

14 藩政／在方／御救い拝借金 勘定所・計政局

領内各村の拝借金証文で、年代は安永9年・寛政8年で、点数は4点である。

担当・関係部局は、郡奉行所・計政役所である。

15 藩政／在方／御救い拝借金返済 勘定所

各村の内借年賦上納金受取切手で、年代は天保12年～弘化2年で、総点数は29点である。天保凶作などで藩が措置した御救い金を村々が借用したものを分割返済した折りに発行した複数の小切手（帳簿との照合割り印である「押切印」がある）を返納させ、それと引き替えに借用証文を返したものであろう。

この「せ (G) 1-1」の綴りは、もともとから現状のように仮綴りしていたものでなく、包紙（上書きに「南長池村引替切手」とある）に包んでいたものを、史料館が包紙から取り出して折りを伸して展

開し、千枚通しで穴をあけ、紙コヨリで綴ったものである。

担当・関係部局は、郡奉行所・勘定役である。

16 その他

勘定所・計政局

年貢・金銭勘定の関する文書記である。年代幅は安政6年～明治3年で、総点数は16点である。

そ（K）群文書

年 代 享保8（1723）年～明治37（1904）年

数 量 1,890点



そ（K）の現状写真

「そ（K）」文書群は、全体として財政部署の文書記録で、郡奉行管轄の勘定所や計政局（明治2年の藩制改革によって設置）で管理・保存されていた文書記録と思われる。

「そ（K）」文書群の主な作成者・部局と宛所を上げれば次の通りである。

郡奉行支配関係では御郡奉行中（御郡御奉行所）、財方関係では御払方御役所、御勘定所惣御元々御役所（御元々御役所）・御勘定所御金掛御役所（御金掛御役所）。藩主関係では御側衆御納戸中・御納戸御役所・表御用人中・御奥元役中・御奥元々御役中・御守役中・両御守役中・御台所御役所・信濃守御執政御衆中御披露・御賄所・御買物所、普請関係では道橋御奉行所（道橋方）・御水道方御奉行所（御水道方）、産物関係では御産物御掛り・御産物方、町方では町奉行中（御町方）、および御武具方御元分中、松代隊長、大坂御内用掛中生蓮寺御納所中、元表柴町、諸務方御役所、松代御役所、樹芸御掛り御役所などがある。

松代藩では、明治2年12月と明治3年9月に職制を改正するが、明治2年改正での役職として監督御役所（軍隊関係）、明治3年改正での役職名称として計政方御役所・御用度御役所（用度方御役所、御用度局御役所）などが、「そ（K）」文書群に登場している。

- 1 藩主（藩侯）・真田家／御側方／御側向き等金銭勘定 勘定所・計政局
御側向き等の金銭勘定出納関係文書で、大方は年欠文書であるが、年代が分かる文書の年代幅は弘化2年～明治14年で、総点数は80点である。
担当・関係部局は、用度司・近習・御側納戸・払方御金奉行・勘定元^ズ・勘定所・勘定役・計政局・計政局算師である。
- 2 藩主（藩侯）・真田家／御側方／御側向き等金銭勘定 勘定所・計政局
藩主の側方勘定関係文書である。年欠文書が多いが、年代幅は嘉永6年～明治7年で、総点数は30点である。
担当部局は御側納戸役である。
- 3 真田家／地所代金等 真田家家令・家扶
真田家の地所代金など勘定関係文書で、年代幅は明治4年～明治20年で、総点数は5点である。
- 4 真田家／家政／寄付金 真田家家令・家扶
伯爵真田家に対して松代兵後優待組合への寄付金を拝受した旨の上申書で、明治37年の文書1通である。
- 5 真田家／家政 真田家家令・家扶
真田幸民家令・家扶用状並びに真田幸民関係文書で、年代幅は明治13年～明治16年で、総点数16点である。
- 6 真田家／吉凶／祝儀 真田家家令・家扶
真田家関係の祝儀袋で、年欠で、総点数は16点である。
- 7 藩政／財方／財方上申書 勘定所
勝手元^ズ・収納郡方の上申書で、全部年欠（幕末）で、点数は5点である。
担当・関係部署は、御勝手元^ズ・御収納郡方である。
- 8 藩政／財方／財方取計伺書並びに指示書ほか 勘定所
藩庁諸務・勘定関係及び各部署業務取り計らい方向伺書並びに家老指示書などで、ほとんど年欠（幕末・明治）文書で、2点のみ明治4年の文書である。総点数は52点である。各部署宛の文書でも、勘定に関係するものは最終的には勘定所に送られ、管理・保存されていたのであろう。
担当・関係部局は、郡奉行・勘定所・勘定役・諸掛（武庫諸務、武庫司事、小銃方頭取、諸務、計政方役所、御勘定吟味、御刀番、用度属、御用度御役所、納戸、家老、御収納郡方、両御守役中）である。
- 9 藩政・県政／財方／財方取計向き用状ほか 勘定所・計政局
郡政・藩庁内諸務・勘定関係や送金要請・金銭勘定・御側費用関係文書及び江戸勘定吟味役の用状などである。年欠文書が多く、年代のある文書の年代幅は文化元年～明治17年で、総点数は209点である。勘定関係文書でも比較的、施策などに関係するものが多い。
担当・関係部局は、郡奉行・勘定所惣元^ズ役所・御勝手元^ズ・勘定所・勘定役・諸掛（普請奉行・水

道方奉行所・賄所・武具方・御台所・御金掛・用番家老・中老・御勘定吟味・勘定吟味留役・道橋奉行所・職事掛・刀番・側役)、松代県役所・計政局・計政局算師・参政などである。

10 藩政／財方／勘定向き用状ほか

勘定所

勘定役間及び御勝手方元^ヱ・勘定吟味役・勘定役・諸役との業務関係書状などで、ほとんど年欠(幕末期)文書であるが、3点のみ年代があり、その年代幅は文政10年～明治2年である。総点数は199点である。無年号文書であるから重要性に欠ける文書というわけではなく、内容的に重要でも部局間の連絡の場合、月日のみで年代を記さないことが多い。

担当・関係部局は、勘定所・勘定役・払方役所・御納戸役所・水道役・勝手方元^ヱ・諸掛(養子側役・御収納方掛・御払方役所・御納戸役所・御水道方・月番家老・家老・監督・御目付・御武具方・記録掛・計政副主事・御郡方・給禄掛・江府産物会所掛・鷹商人・御刀番・拝借掛・御収納郡方・御町方・御買物所・表御納戸・道橋方・御側納戸・御馬方・町奉行中・会計懸り・御奥元^ヱ役中・表祐筆組頭・御側役・払方御金奉行)である。

11 藩政／財方／勘定向き用状ほか

勘定所・計政局

財政評議・御収納郡方上申書・郡政費用・藩庁内勘定諸務・金銭勘定関係文書・勘定役の業務関係書状・家臣拝借金・賄向き等の文書・諸役用状・物品購買・贈答儀礼・家臣内用金関係文書及び若殿誕生祝儀金関係文書などである。

ほとんど年欠(幕末期)文書で、年代のわかる文書の年代幅は享保8年～明治5年で、総点数は637点である。

担当・関係部局は、御用部屋・勘定所・勘定役・諸掛(御勘定吟味役・御勝手元^ヱ・御目付・会計掛・学監・出納掛・監督・御収納賄方・御奥元役・御守役・御手附・家老・執事)である。

12 藩政・県政／財方／財方取計い向き用状ほか

勘定所・計政局

藩庁内勘定諸務・金銭勘定関係文書及び財方取り計らい用状で、年欠文書が多い。年代がわかる文書の年代幅は天保9年～明治17年である。総点数は66点である。他に比べて財方施策に関係する文書が多い。

担当・関係部局は、勘定所・勘定役・諸掛(御勝手方元^ヱ・産物掛・勘定吟味役)、大属・執政・公儀人などである。

13 藩政／財方／勘定諸務・台所賄いほか

勘定所・計政局

藩庁勘定諸務・金銭勘定・台所賄・買物代支払受取・月給関係文書で、ほとんど年欠(幕末)文書である。年代がわかる文書の年代幅は、慶応4年～明治5年である。総点数は252点である。

担当・関係部局は、御用部屋・御勘定元^ヱ・勘定所・勘定役・計政局・計政局算師・諸務方役所・諸掛(御台所役所・出納掛・家老・御評掛・計政副主事・御普請奉行・営繕方・割番・大坂御内用掛・郡政主事・御台所・御買物役・御賄所・御収納賄方・計政局司金・執政・徒士頭・御収納郡方・御奥元^ヱ役・初方掛・御水道方・養子御側役)である。

14 藩政／番方／兵糧・武具・火薬購入ほか

勘定所・計政局

武具・火薬購入及び出兵費用勘定関係文書で、大半は年欠（幕末期）文書である。年代が分かる文書の年代幅は天保3年～明治5年で、総点数は53点である。

担当・関係部局は、勘定所・勘定役・市政局・計政局・諸掛（御勝手方元々・御徒目付、兵糧方・武庫司事・武具奉行・家老・徒頭・道橋方・水道方・用度方）である。

15 藩政／番方／京詰出兵費用

勘定所

京詰め足輕の増強関係文書で、慶応元年の文書である。長州出兵の翌年の慶応元年6月に、幕府より松代藩は京都御所警衛、つづいて大坂伝法川口警衛を命じられた。総点数は16点である。

担当部局は、勘定所・勘定役である。

16 藩政／財方／村々御救金金策献言

計政局

領内村々の御救金の準備のため大阪から借用すべきことを再歎願した献策書で、年欠文書であるが、明治初年のものである。総点数は5点である。

担当部局は、計政方である。

17 藩政／庶務方／各部署の人事・人員配置

各部署の人事・人員等についての用状で、多くは年欠文書である。年代がわかる2点は明治5年のものである。総点数は9点である。

担当・関係部局は、郡奉行・勘定所・勘定役・諸掛（納戸役・御勘定吟味・計役副事・郡奉行・用度司・兵政副主事）である。

18 藩政／庶務方／町在諸職等の名前書上

町在諸職等の名前書上で、すべて年欠（幕末）文書である。総点数は19点である。

19 藩政／庶務方／硝石製造褒賞

計政局

硝石製造にかかわる褒賞関係文書で、年代幅は明治2年～5年で、総点数は33点である。

担当・関係部局は、武具奉行・武庫局・諸掛（会計掛・監督・町奉行・代官所）である。

20 藩政・真田家／財方／旧藩時家臣差出金・甲府出兵時町在献金

真田家家令・会計掛

旧家臣の差出金や町在からの甲府出兵献金に対する真田幸民（最後の藩主）の褒賞褒美下賜状で、ほとんど明治7年発給の文書であるが、数点、明治5年のものがある。総点数は185点である。松代藩は、戊辰戦争の時、飯山・会津・甲府への出兵を命じられた。

す10-20の文書3点は、在方の用水路開削に対する褒賞状である（口絵写真5参照）。

た (F) 群文書

年 代 寛文4 (1664) 年～明治43 (1890) 年

数 量 1,002点



た (F) 箱の現状写真

た (F) 文書群は、全体として財政部署の文書記録で、郡奉行管轄の勘定所や計政局（明治2年の藩制改革によって設置）で管理・保存されていた文書記録と思われる。特に「た (F)」文書群の文書は、明治初年の藩政から県政への移行期のものが多い。

「た (F)」文書群の主な作成者・部局と宛所をあげれば次の通りである。

藩政期では、御勘定元^ヰ御役所・御勝手元^ヰ・論所御見分御役人中・御郡方・郡御奉行所・御産物方御掛・御余慶・松代藩御目付・近習・御足輕奉行・小銃組・銅山見立・割番取立掛り・大検見・初方掛・割番である。

明治2年と3年の藩制改革で職制・職名が変わって以降では、司金・用広方・用金方・庶務・会計方出納方御役所・元松代御県御役所・割番・御飛脚才領組・才領組・会計官・元松代庁・長野県・松代御役所・松代商法御掛り御役・道橋附・元松代県少属・出納懸である。

真田家関係では、白鳥社世話方・白鳥山世話人惣代・家扶である。

なお、「た (F)」文書群の中にあつた絵図類558点（元「た (F)」39）は、『信濃国松代真田家文書』（その8）の「規式／葬祭／日光社参」の項目に「し568」として収録されているので（56頁）、その目録及び解題を参照されたい。この措置は、「管理・保存の原形」尊重の考え方に反する面もあるが、『信濃国松代真田家文書』（その8）は絵図史料を収録したものであり、かつ「た (F)」容器にあつた図面と他の書付型史料の関連性は低いことが明らかとなったので、「作られた現形」および記号・番号を変えて絵図関連のみを収録したものである。

1 藩主（藩侯）／吉凶／葬送

勘定所

第8代藩主真田幸弘の正室である真松院（松平定賢の女）の遺物処分及びその勘定関係証文である。

文化14年のもので、総点数は27点である。

担当部局は勘定所・勘定役である。

2 藩主（藩侯）／吉凶／婚姻 勘定所

第9代藩主真田幸教の正室である晴姫（春姫）の婚姻関係文書であるが、年欠文書である。総点数は22点である。

3 真田家／家政／白鳥神社金銭勘定 真田家会計掛

白鳥神社の管理運営費用関係文書で、年代幅は明治9年から明治22年である。総点数は90点である。真田家の祈願寺は開善寺であるが、開善寺が別当を勤めていたのがこの白鳥神社である。真田家が前の居城地であった上田から勧請したもので、真田家の祖先を祀っている。ことに幕末には真田家の祖として信之が祀られるようになった。

担当部局は、白鳥神社世話方・真田家会計掛である。

4 真田家／家政／旧松代藩調達上納金証書再交付願い 真田家会計掛

旧松代藩に調達上納した証文が焼失したことによる証書下付願い関係文書で、年代幅は天保3年～明治10年で、総点数は29点である。松代藩は、明治4年6月に廃藩置県で松代県となり、さらに11月には信濃国内の統廃合があり、松代県は他の諸県とともに長野県に統合されている。

担当部局は、旧松代県会計掛・真田家会計掛である。

5 藩政／財方／御蔵初入払勘定ほか諸勘定 勘定所

藩庁内諸部局の勘定諸務・金銭勘定関係文書及び御蔵初入払積勘定帳である。多くは年欠文書であるが、年代がわかる文書の年代幅は天保元年～安政7年である。総点数は39点である。

担当部局は、勘定所・勘定役・諸掛（御郡方・糶方掛・御収納郡方）である。

6 藩政／財方／収納糶差引ほか諸勘定 勘定所

収納糶差引・金銭勘定関係文書記録で、年欠文書で、総点数は7点である。

担当部局は、勘定所・勘定役である。

7 藩政／財方／上納金取立帳 勘定所

利金・上納金に関する取立帳で、年欠のものである。総点数は10点である。

担当部局は、勘定所・勘定役である。

8 藩政／財方／中借金運用 勘定所・計政局

中借金差引・金銭勘定に関する出納懸からの上申書などの文書で、明治2年の文書である。総点数は12点である。

この「た-1」文書群は、かつて個別に作成され、管理・保管されていた関係文書を集め、それらを横二つ折りにした反故紙〔明治2年11月の金銭覚〕で包み込んだものであろう。「明治二年 出納掛」と上書きしている。これは、一つの文書整理であり、出納掛が文書の管理・利用のために行った措置である。

担当部局は、勘定所・計政局である。

9 藩政／財方／藩札引替用資金中借 計政局

藩札引替用資金の中借金証文の受取書並びに関係文書で、明治4年のものである。総点数は53点である。

この「た-2」文書は、同じ「上金口官札」関係文書を集め、筒状の包紙に入れ、上書きしている。これは、一つの文書整理であり、出納掛が文書の管理・利用のために行った措置である。

担当部局は、計政局・司金掛（司金役）・諸掛（中老・用度方・用金方）である。

10 藩政／財方／勘定諸務・勘定向き用状ほか 勘定所・計政局

藩県庁内勘定諸務や金銭勘定関係及び各部署業務関係文書で、大半は年欠文書である。年代が明らかな文書の年代幅は天保6年～明治5年である。総点数は267点である。廃藩置県後の真田家会計掛の文書もある。

担当部局は、払方御金奉行・勘定所・勘定役・諸掛（松代商法御掛役人・道橋附・御勝手掛・会計掛・割付取立掛・近習・表用人・納戸・家老・養子御側御納戸・勝手元々・計政局）である。

11 松代庁／財方／旧松代藩家臣借入金ほか諸勘定 計政局

松代庁内諸部局勘定諸務や金銭勘定関係文書で、年代幅は明治3年～明治4年である。総点数は35点である。

担当部局は、計政局・市政副主事である。

12 藩政／財方／家臣・町在献金勘定ほか 勘定所

家臣や領内町在から上納金にかかわる元利金・礼金など書付文書で、全て年欠文書である。総点数は15点である。

担当部局は、勘定所・勘定役である。

13 藩政／財方／藩札騒擾時の家臣献金 計政局

騒擾にともなう家臣からの献上金・還付金の受取証文で、年代幅は明治3年～明治5年である。総点数は50点である。この騒擾は松代騒擾のことで、藩札の通用禁止令に端を発した全国的な騒擾の一つで、明治3年11月末からの打ち壊しをともなう騒擾であった。

担当部局は、計政局司金掛である。計政局司金掛は、家臣からの献金を受け取ると「御金方」へ納めるシステムになっていた。

14 藩政／家臣・財方／家臣借入金 勘定所・計政局

松代藩より家臣が借入金した証文で、年代幅は嘉永6年～明治4年で、総点数は13点である。

担当部局は、勘定所・勘定役・民政局勘定諸務である。

15 藩政／番方／新小銃隊用買物・出勤調 勘定所

新小銃隊組編成・勤務評定関係文書で、全て年欠文書であるが、慶応2年頃のものである。総点数は50点である。

担当・関係部局は、御足輕奉行・割番・諸隊組・勘定役である。

16 藩政／番方／戊辰出兵宰領ら勤務調 計政局

松代藩は、戊辰役のとき官軍の命で越後に出兵するが、出兵した御飛脚宰領組らの勤務状態調査関係文書で、明治4年の文書である。総点数は24点である。

担当・関係部局は、割番所・勘定役である。

17 藩政／番方／戊辰出兵錦御印

戊辰役に出兵した家臣から藩に返却された錦御印である。慶応4年4月以降、松代藩をはじめとする信濃諸藩は、東山道総督府の指揮の下で飯山や高田、そして北越・甲府へと出兵していった。その時に兵士に下付されたのがこの錦袖印で、明治初年になり藩が回収したのであろう。「す」文書群の5にも錦袖印がある。一連のものであろう。総点数は20点である。

18 藩政／庶務方／明治職制

松代藩及び高島藩・忍藩の職制表で、総点数は46点である。

19 藩政／在方・町方／争論・訴訟 勘定所

市村・千田新田・川合3か村境で生じた論争の現地見分関係文書で、文政2年のものである。総点数は32点である。

担当部局は、郡奉行所・代官役所である。

20 藩政／在方・町方／市場定・川除など諸取計い 勘定所・計政局

藩債・旧松代藩御林・家禄などに関係する文書である。年代幅は寛文4年～明治7年で、総点数は21点である。

21 藩政／在方／村々御救い用資金中借 勘定所

村方に御救い金貸出用資金のための借用した折りの中借金証文の受取書で、文久元年のものである。総点数は5点である。

中借とは、一時的な立て替え貸出という意味合いで、藩全体の渡し金の内、必要に応じて部分的に渡すシステムであり、最終的には決算で差引勘定し、決算が済むと中借金証文を戻すこととなる。中借金証文は引替手形のようなもので、元方御金奉行から出されるものである。この一連の会計について勘定吟味役が監査にあっていた。このシステムについては『信濃国松代真田家文書』（その四）の解題（143頁）に説明がある。

担当・関係部局は、元方御金奉行・郡奉行・勝手元ヰ・勘定役である。

22 藩政／在方／凶作状況調 勘定所

天保凶作の在方への御救費関係文書で、年代幅は天保2年～天保7年で、総点数は7点である。

担当・関係部局は、郡奉行・勘定所・勘定役・代官である。

23 藩政／在方・町方／町在御救い金穀貸与 勘定所

天保凶作の在方・町方への御救費関係文書で、年代幅は天保8年～天保9年で、総点数は100点であ

る。

担当・関係部局は、郡奉行・勘定所・勘定役・代官・諸掛（御郡方・代官所・御蔵番・御手代）である。

24 藩政／鉾山経営 勘定所

鉾山・銅山経費関係文書で、年欠文書である。総点数は6点である。

担当部局は、勘定所・勘定役である。

25 松代庁・元松代庁／財方／藩債・その他旧藩勘定 真田家家令・家扶

藩債・旧松代藩御林・家禄などに関係する文書。年代幅は明治5年～明治8年で、総点数は9点である。

26 その他

短歌や年頭御礼日記、書状などの諸文書記録。年代幅は天保9年～明治43年で、総点数は13点である。

6 真田家文書関連文献一覧

松代藩含む藩政文書関係文献

笠谷和比古『近世武家文書の研究』法政大学出版社、1998年。

福田千鶴氏「近世領主文書の伝来と構造」（国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科学・下』柏書房、2003年）。

国文学研究資料館アーカイブズ研究系編『藩政アーカイブズの研究』岩田書院、2008年。

松代藩関係文献

『史料館所蔵史料目録第二十八集（信濃国松代真田家文書その一）』国立史料館、1978年。

『史料館所蔵史料目録第三十七集（信濃国松代真田家文書その二）』国立史料館、1983年。

『史料館所蔵史料目録第四十集（信濃国松代真田家文書その三）』国立史料館、1985年。

『史料館所蔵史料目録第四十三集（信濃国松代真田家文書その四）』国立史料館、1986年。

『史料館所蔵史料目録第五十一集（信濃国松代真田家文書その五）』国文学研究資料館史料館、1990年。

『史料館所蔵史料目録 第五十九集（信濃国松代真田家文書〈その六〉）』国文学研究資料館史料館、1993年。

『史料館所蔵史料目録 第86集（信濃国松代真田家文書〈その7〉）』人間文化研究機構国文学研究資料館、2008年。

『史料館所蔵史料目録 第87集（信濃国松代真田家文書〈その8〉）』人間文化研究機構国文学研究資料館、2008年。

国立史料館編『史料館叢書 真田家家中明細書』東京大学出版会、1986年。

『松代町史 上巻』松代町、1929年。

藤沢直枝『上田市史 下』信濃毎日新聞社、1940年。

『更級埴科地方誌 第三巻 近世編上』更級埴科地方誌刊行会、1980年。

『更級埴科地方誌 近世編下』更級埴科地方誌刊行会、1981年。

『中野市誌 歴史編（後編）』中野市、1981年。

『長野市誌 第三巻・歴史編・近世一』長野市、2001年。

『長野市誌 第四巻・歴史編・近世二』長野市、2004年。

『長野市誌 第五巻・歴史編・近代一』長野市、1997年。

『長野市誌 第十三巻・資料編・近世』長野市、1997年。

『長野県史 通史編・第四巻・近世一』長野県、1987年。

『長野県史 通史編・第五巻・近世二』長野県、1988年。

『長野県史 通史編・第六巻・近世三』長野県、1989年

『長野県史 通史編・第七巻・近代一』長野県、1988年。

『長野県史 近世史料編・第七巻・一』長野県、1981年。

『長野県史 近世史料編・第七巻・二』長野県、1981年。

『長野県史 近世史料編・第七巻・三』長野県、1982年。

『長野県史 近世史料編・第八巻・一』長野県、1975年。

『長野県史 近世史料編・第八巻・二』長野県、1976年。

『長野県史 近代史料編・第一巻・維新』長野県、1980年。

吉永昭「藩財政についての基礎的研究（上）・（下）」（『史学研究』第55号・56号、1954年）

笠谷和比古「大名文書の史的特質と目録編成」（国文学研究資料館史料館編『史料の整理と管理』岩波書店、1988年）。

原島陽一「真田家文書と松代藩家臣団の職制機構」（『史料館研究紀要』第10号、1978年）

井上勝生「藩財政史料の構造と分類法について」（『史料館研究紀要』第10号、1978年）

原島陽一「宝物館所蔵真田家文書の特色と意義」（『松代—真田の歴史と文化—』第4号、1991年）。

北村保「真田宝物館所蔵真田家文書について」（『信濃』第44巻第12号、1992年）。

原島陽一「明治三年の『職員録』」（『松代—真田の歴史と文化—』第7号、1994年）。

原田和彦「長野県宝『真田家文書』の基礎的考察—流入文書について」（真田宝物館『松代—真田の歴史と文化—』第10号、1997年）。

原田和彦「真田家の印章について—「真田家文書」における位置—」（『松代—真田の歴史と文化—』第11号、1998年）。

山中さゆり「近代における真田家資料の展示と整理—長岡助次郎資料から—」（『松代—真田の歴史と文化—』第11号、1998年）

原田和彦「『真田家文書』について」（『信濃』第50巻第4号、1998年）。

- 原田和彦「『真田家文書』拾遺」(『信濃』第50巻第11号、1998年)。
- 原田和彦「松代城の『城付諸道具』—真田家大名道具論(一)—」(『松代—真田の歴史と文化—』第12号、1999年)。
- 原田和彦「江戸時代における真田昌幸像」(小林計一郎編『真田昌幸のすべて』、新人物往来社、1999年)。
- 原田和彦「真田家伝来の大名道具と道具帳—真田家大名道具論(二)—」(『松代—真田の歴史と文化—』第13号、2000年)。
- 渡辺尚志「大名家文書の中の『村方文書』」(高木俊輔・渡辺浩一編著『日本近世史料学研究—史料空間論への旅立ち—』北海道大学図書刊行会、2000年、のち渡辺尚志編『藩地域の構造と変容—信濃国松代藩地域の研究—』岩田書院、2005年に再録)。
- 北村典子「史料紹介『御腰物帳』」(『松代—真田の歴史と文化—』第16号、2003年)。
- 『真田宝物館収蔵品目録 長野県宝・真田家文書(1)』松代藩文化施設管理事務所、2004年。
- 『真田宝物館収蔵品目録 長野県宝・真田家文書(2)』松代藩文化施設管理事務所、2005年。
- 『真田宝物館収蔵品目録 長野県宝・真田家文書(3)』松代藩文化施設管理事務所、2006年。
- 『真田宝物館収蔵品目録 長野県宝・真田家文書(4)』松代藩文化施設管理事務所、2007年。
- 原田和彦「『木地蠟金御紋附御文庫』の文書類について」(『真田宝物館収蔵品目録 長野県宝・真田家文書(2)』松代文化施設等管理事務所、2005年)。
- 渡辺尚志編『藩地域の構造と変容—信濃国松代藩 地域の研究—』(岩田書院、2005年)。
- 北村典子「資料紹介『御腰物元帳』と真田家伝来の御腰物」(『松代—真田の歴史と文化—』第18号、2005年)。
- 原田和彦「松代藩における文書の管理と伝来」(国文学研究資料館アーカイブズ研究系編『藩政アーカイブズの研究』岩田書院、2008年)。
- 山中さゆり「真田家文書目録編成試論—研究の現状と展望—」(『松代—真田の歴史と文化—』第21号、2008年)。
- 渡辺尚志・小関悠一郎編『藩地域の政策主体と藩政 信濃国松代藩地域の研究Ⅱ』(岩田書院、2008年)。
- 古川真雄「松代藩御勘定所元々役・御勘定役史料」(『市誌ながの』第7号、2000年)。
- 国文学研究資料館アーカイブズ研究系編『藩政アーカイブズの研究—近世における文書管理と保存—』(岩田書院、2008年)。
- 国文学研究資料館アーカイブズ研究系編『藩の文書管理』(名著出版、2008年)。